



2020年度 営業関係施策(その3)

団体交渉報告(12月23日実施)【東地申第2号 その④】

交渉でのおもなやりとり・確認したこと【駅の今後・将来展望など】

組合：回答にある「究極の安全」「新たな価値の創造とは何か？

会社：仕事の本質を理解して、リスクの洗い出しを通じた安全文化を創造することである。

組合：平成30年度「東地申9号」の会社回答で、「常時運転取扱のある駅」「新幹線停車駅」「地区駅」は本体で運営する。また、一部コーナーを委託する場合もある。とある。「変革のスピードアップ」もあり、今はコロナ禍で厳しい状況でもあるが、当時と認識は変わっていないか？

会社：回答の通り、本体運営の駅でも一部コーナーの委託は可能。残さなければいけない輸送部門の信号など資格を要する箇所の運転取扱は直轄。信号担当も本体社員が運営し技術継承していただく。

組合：運転取扱ではないが運行関係業務（ホーム業務）の乗客パートは今後委託をしていく可能性あるのか？

会社：地区駅やホーム立ち番のいる駅の「ホーム業務」を切り取って委託にするという考えはない。通対だけ立ち番がいるとかは委託の対象にはなる。

組合：2016年に労使で確認し議事録締結した本体で運営すべき駅「常時運転取扱のある駅」「新幹線停車駅」「地区駅」、東京支社管内では15駅だが、その認識は変わっていないか？

会社：変革2027や変革のスピードアップ、コロナ禍の状況で厳しい状況ではあるが**本社本部間で確認した「申6号」の考え方は変わっていない**。新幹線停車駅や地区駅の一部コーナー委託は可能。だが、**15駅以外をすべて委託にするかといえばそうでもない**。

この間、労使で確認した内容は「いまも考え方変わっていない」ことを確認！

また、「ホーム業務」や「管理駅」は現段階で委託の対象の考えはないことを確認！

組合：15駅でも一部コーナー委託は可能とのだが、採用枠はさほど減らない中、新人教育、乗務員養成のための受け入り、駅のプロの育成、車掌になれば車内改札で営業知識が必要、ターミナル駅でも出改札業務は残すべき。

会社：直轄社員の教育については重要という認識。営業をやりながらホーム業務もやりたいという社員もいる。一部コーナー委託ですべての出札改札は可能ではあるが、輸送障害等発生したときなど課題もあることから全てを業務委託にとは現時点では考えていない。

「駅での社員教育の重要性」認識一致！

「輸送業務があるターミナル駅の出札改札業務も、委託の対象の考えはない」確認！